

(医療) 訪問看護

利用契約書・重要事項説明書

(医療) 訪問看護 重要事項説明書

1 事業所経営法人の概要

法人の名称・種別	ダイヤサービス有限会社	代表者氏名	大野 法明
所在地	愛媛県松山市祇園町6番15号	電話番号	089-909-3345

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名称	ダイヤサービス	指定事業所番号	3860192255
事業所所在地	愛媛県松山市中村2丁目7番23号	通常の事業の実施地域	松山市 (島嶼部は除く)
電話番号	089-909-3345	サービスの種類	訪問看護

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ダイヤサービス有限会社が開設するダイヤサービス（以下「事業所」という。）が行う訪問看護（以下「サービス」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、主治医からサービスが必要と認められた人（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族等に対し、適切な指導を行い、維持回復の援助を行う。 事業の実施にあたっては、主治医、関係市町、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日時

営業日	月	火	水	木	金	土	日	祝	営業時間	9:00~18:00
	○	○	○	○	○					
ただし1/1, 12/31を除く										

(4) サービス提供可能な日時

提供日	通年	提供時間	24時間
-----	----	------	------

(5) 事業所の職員体制

管理者	宮川 佳朗
-----	-------

(6) 職員の職種、人数及び職務内容

管理者 (常勤1名) (看護職員と兼務)	職員及び業務の管理を一元的に行う。 訪問看護指示書に基づいたサービスが行われるよう、主治医との連絡調整を行う。
看護職員 (常勤3名(1名は管理者と兼務))	利用者の家庭において単独で行うことに十分留意し利用者の病状や心身の状態に応じた適切なサービスを行う。 慎重な状況判断等が要求される点をふまえ、主治医と密接かつ適切な連携を図る。
共通	職員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示する。

※ 看護職員の員数については、業務の状況により変動する場合があります。

(7) 第三者評価の実施状況

なし

3 提供するサービスの内容等及び利用料等について

(1) 提供するサービスの種類とその内容

療養上の世話	食事(栄養)の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助(清拭等)、ターミナルケア
診療の補助	褥瘡の処置、カテーテル管理等の医療処置
リハビリテーションに関すること	機能訓練・運動療法
家族支援に関すること	家族への療養上の指導、相談家族の健康管理

(2) 注意事項

禁止行為	サービス提供中の飲酒、喫煙（同居家族も含む）
	職員個人の連絡先の交換
	職員への金品等の贈与・請求
	職員へのセクハラや罵倒・侮辱・暴力行為
	職員への宗教、政治、営利活動の勧誘

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額

訪問看護基本療養費（Ⅰ） （1日につき）	利用料
週3日まで	5,550円
週4日目以降	6,550円

訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者（施設への訪問）	利用料
同一日に2人 ①週3日目まで	5,550円
同一日に2人 ②週4日目以降	6,550円
同一日に3人以上 週3日目まで	2,780円
同一日に3人以上 週4日以降	3,280円

訪問看護基本療養費（Ⅲ） 外泊中の訪問看護	利用料
入院中に1回	8,500円
特定疾患の方は2回	8,500円

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	利用料
週3日まで30分以上	5,550円
週3日まで30分未満	4,250円
週4日目以降30分以上	6,550円
週4日目以降30分未満	5,100円

精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） 同一建物居住者（施設への訪問）サービス提供時間	利用料
同一日に2人週3日目まで30分以上の場合	5,550円
同一日に2人週3日目まで30分未満の場合	4,250円
同一日に2人週4日目以降30分以上の場合	6,550円
同一日に2人週4日目以降30分未満の場合	5,100円
同一日に3人以上週3日目まで30分以上の場合	2,780円
同一日に3人以上週3日目まで30分未満の場合	2,130円
同一日に3人以上週4日目以降30分以上の場合	3,280円
同一日に3人以上週4日目以降30分未満の場合	2,550円

精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） 外泊中の訪問看護	利用料
入院中に1回	8,500円
特定疾患の方は2回	8,500円

※ 利用者負担額は、診療報酬告示上の負担割合に応じた額となる。

※ 利用料は正看護師が訪問した場合の金額

訪問看護管理療養費	利用料
月の初回	7,670円
月の2回目以降	3,000円

(4) 提供するサービスに加算される利用料、利用者負担額

加算の種類	利用料	算定回数等
24時間対応体制加算(Ⅰ)※1	6,800円	1月につき1回
24時間対応体制加算(Ⅱ)	6,520円	1月につき1回
緊急訪問看護加算	2,650円	1日につき1回
特別管理加算(Ⅰ)※2	5,000円	1月につき1回
特別管理加算(Ⅱ)※3	2,500円	1月につき1回
訪問看護情報提供療養費	1,500円	保健医療機関への入院・入所時:情報提供1月に1回に限り
在宅患者連携指導加算	3,000円	1月につき1回
特別管理指導加算	2,000円	1月につき1回
退院支援指導加算	6,000円	退院後の初回訪問時のみ
複数名訪問看護加算	看護師2名4,500円	1日につき1回 (週に1回を限度)
	看護師と看護補助者 1回3,000円 2回6,000円 3回以上10,000円	1日につき1回 (週に3回を限度)
難病等複数回訪問看護加算	4,500円	1日につき1回 (1日2回の訪問の場合)
	8,000円	1日につき1回 (1日3回以上の訪問の場合)
複数名精神科訪問看護加算 (週1日を限度として)	4,500円	1日に1回の場合
	9,000円	1日に2回の場合
	14,500円	1日に3回以上の場合
精神科複数回訪問看護加算 (週1日を限度として)	4,500円	1日に1回の場合
	8,000円	1日に2回の場合
長時間訪問看護加算	5,200円	1週に1回まで (1回の訪問が90分を超えた場合)
夜間・早朝加算(6時~8時・18時~22時)	2,100円	1日につき1回
深夜加算(22時~6時)	4,200円	1日につき1回

※ 利用者負担額は、診療報酬告示上の負担割合に応じた額となる。

※1 下記に掲げる項目のうち、ア又はイを含む2項目以上を満たした場合に算定される

- ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保
- イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで
- ウ 夜間対応後の暦日の休日確保
- エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫
- オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減
- カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保

※2 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める下記の規定イの状態にある者に対して訪問看護を行う場合に算定される。

※3 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める下記の規定ロ、ハ、ニ、ホの状態にある者に対して訪問看護を行う場合に算定される。

イ 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

ロ 在宅腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

ニ 真皮を越える褥瘡の状態

ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

(5) その他の留意事項

サービス提供	サービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて事業所が行い、実際の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況や環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。
	サービス提供は訪問看護計画（以下「サービス計画」という。）に基づいて行う。なお、サービス計画は、利用者等の心身状況や意向などの変化により必要に応じて変更できるものとする。
サービス実施記録	サービス提供時には、記録（サービス実施記録等）の記入時間も含まれる。
	サービス実施記録は、サービス実施ごとに日時、内容等を看護職員が記入し、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとする。（心身に不自由のある場合は、この限りではない。）また、利用者の確認を受けた後はその控えを利用者に交付する。
	サービス実施記録は、サービス提供の完結した日から5年間保存する。
サービス提供日時の変更	利用者が、サービス提供日時の変更を希望の場合は、あらかじめ事業所に連絡をすることで変更可能とする。
契約情報の変更	契約期間中に医療に関わる被保険者証等に記載された内容（被保険者資格、有効期間等）や利用者の住所等に変更があった場合は、利用者は、速やかに事業所に知らせるものとする。
居宅介護支援事業者等との連携	サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者等及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努める。
	サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成するサービス計画の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付する。
	サービスの内容が変更された場合、またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付する。
保険適用外サービス	利用者が、医療保険適用外のサービスの利用を希望の場合は、希望内容に応じて市町が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）等の住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行う。
	上記におけるサービス利用をせず、事業所におけるサービスを希望する場合は、別途契約に基づく医療保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によるサービスを提供する。

4 その他の費用について

項目	適用	料金
交通費	利用者の居宅が通常の事業の実施地域	無料
	利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外	利用者負担 ※1
キャンセル料	前日連絡	無料
	当日連絡	1,000円
	※2 ※3	(外税・保険適用外)
電気、ガス、水道の費用	サービス提供に必要な利用者の居宅での使用分	利用者負担

※1 自動車使用の場合は、通常の実施地域を超えた地点から片道1kmにつき50円の計算とする。
 ※2 利用者不在、利用者(家族)が飲酒、酒気帯びの場合は、当日キャンセルの扱いとする。
 ※3 利用者の病状の急変や、急な入院等の場合は、この限りではない。

5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

締日	サービス提供月の末日				
請求方法	請求書（サービス提供月の翌月15日発送予定）				
支払期日	請求月の27日				
支払方法	振替		振込		集金

※ 振替・別紙参照

※ 正当な理由がないにも関わらず、支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内に支払が無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分を支払うものとする。

6 事故発生時の対応方法について

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	身体障害・財物損壊
利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族及び居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じる。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。事業所は、当該事故の内容等を記録するとともに、当該記録を対応が完結した日から5年間保存するものとする。	

7 緊急時の対応について

主治医・病院		電話番号	
指定連絡先		電話番号	
<p>サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡する。看護職員等は、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告を行う。</p> <p>緊急時に24時間の連絡がつくものとし、オンコール当番の携帯電話番号は次のとおりとする。</p> <p>TEL: 090-5918-3209</p>			

8 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。</p> <p>職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続する。</p> <p>事業者は、職員に、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、雇用期間内外も、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。</p>
個人情報の保護	<p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いない。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いない。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。</p> <p>事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となる。）</p>

9 担当の看護職員の変更を希望する場合の相談窓口について

相談窓口	ダイヤサービス	電話番号	089-909-3345
相談担当者	宮川 佳朗	受付日時	平日 9:00~18:00

10 虐待の防止について

相談窓口	ダイヤサービス	電話番号	089-909-3345
虐待防止に関する責任者	宮川 佳朗	受付日時	平日 9:00~18:00
<p>事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げる必要な措置を講じる。</p> <p>虐待防止に関する責任者を選定し、相談を受け入れる。</p> <p>成年後見制度の利用を支援する。</p> <p>苦情解決体制を整備している。</p> <p>従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施している。</p> <p>サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。</p>			

11 サービス提供に関する相談、苦情等について

(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族等からの相談及び苦情を受け付けるための窓口

相談窓口	ダイヤサービス	電話番号	089-909-3345
相談担当者	宮川 佳朗	受付日時	平日 9:00~18:00
<p>相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとする。 苦情または相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う。 特に事業所に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実関係の特定を行う。 相談担当者は速やかに、管理者や職員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討する。 関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行い、必ず利用者へ対応内容等の結果報告を行う。(時間を要する場合は、一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行う。) 事業所は、苦情の内容等を記録するとともに、当該記録を対応が完了した日から5年間保存するものとする。</p>			

(2) その他の苦情申立の窓口

相談窓口	四国厚生支局愛媛事務所	電話番号	089-986-3156
所在地	愛媛県松山市宮田町 188 番地 6	受付日時	平日 8:30~17:15

相談窓口	愛媛県国民健康保険団体連合会	電話番号	089-968-8700
所在地	愛媛県松山市高岡町 101-1	受付日時	平日 8:30~17:15

相談窓口	愛媛県福祉サービス 運営適正化委員会	電話番号	089-998-3477
所在地	愛媛県松山市持田町三丁目 8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	受付日時	平日 9:00~12:00 13:00~16:30

(医療) 訪問看護 利用契約書

_____様（以下「利用者」という。）とダイヤサービス有限会社が開設する、ダイヤサービス（以下「事業所」という。）が利用者に対して行う訪問看護（以下「サービス」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(契約期間)

第1条 本契約の契約期間は、令和____年____月____日から、利用者の健康保険等の有効期間の満了日までとする。

- 2 契約期間の満了日までに、利用者または代理人から事業所に対して電話連絡等による契約終了の申し出がない場合は、自動更新されるものとし、その後も同様とする。

(契約終了)

第2条 次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は終了とする。

- (1) 利用者または代理人から契約終了・解除の意思表示がなされたとき
- (2) 事業所から契約終了・解除の意思表示がなされたとき

2 次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は自動的に終了とする。

- (1) 利用者が要支援または要介護認定において非該当と認定された場合
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 利用者の心身状態等状況が著しく悪化し、適切なサービスの提供を超えると判断された場合

3 本条第1項及び第2項の場合において、既に実施したサービスの利用料金を事業所に支払うものとする。

(利用者の解除権)

第3条 利用者または代理人は、本契約に定めるサービスが不要になった場合、契約の有効期間中であっても、電話連絡等により事業所に通知することで、本契約を解除することができるものとする。

2 利用者または代理人は、事業所が以下の事由に該当する場合、電話連絡等により事業所に通知することで直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 不法行為を行った場合
- (2) 守秘義務に違反した場合
- (3) 正当な理由がなくサービスの提供を拒否した場合
- (4) 上記各号の他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業所の解除権)

第4条 事業所は、次の場合、利用者または代理人に説明を行うことにより本契約を解除することができるものとする。

- (1) やむを得ない事情があり、利用者または代理人に対して理由を記した文章を交付した場合
- (2) 利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず10日間以内に支払われない場合
- (3) 利用者または代理人等が、事業所の職員の生命・身体・財産及び名誉を傷つけるなど、その人権を侵害した事により本契約を継続しがたい事情が認められる場合
- (4) 利用者または代理人等と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合

(代理人)

第5条 利用者は、自らの判断により本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、代理人判をもって本契約の締結を行うことができるものとする。

2 代理人は、利用者の代行者として本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うものとし、責務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 本契約の締結手続き
- (2) 利用料金の支払い
- (3) その他、利用者のサービス利用に係る一切の事項
- (4) 代理人を変更する場合の通知

(天災等不可抗力)

第6条 本契約の有効期間中、天災・その他事業所の責めに帰すべき事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業所は利用者に対してサービスを提供すべき義務を負わないものとする。

2 前項の場合において、既の実施したサービスについての利用料金を事業所に支払うものとする。

(協議事項)

第7条 本契約に疑義が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、利用者または代理人及び事業所は、誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとする。

(第三者機関の仲介)

第8条 利用者または代理人及び事業所双方の協議によっても解決が困難な事態が生じた場合には、利用者または代理人及び事業所は、行政等の第三者機関を仲介させ、誠意をもってその解決に努めるものとする。

(その他の留意事項)

第9条 その他の留意事項については、「訪問看護 重要事項説明書」に定めるところによるものとする。

年 月 日

利用者住所		
利用者氏名		印
代理人住所		
代理人氏名		印
利用者との関係		
事業者	ダイヤサービス有限会社 代表取締役 大野 法明	印
所在地	愛媛県松山市祇園町6番15号	
事業所	ダイヤサービス	
所在地	愛媛県松山市中村2丁目7番23号	
管理者	宮川 佳朗	印

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとする。

個人情報使用同意書

年 月 日

ダイヤサービス有限会社 御中

私は、ダイヤサービス有限会社が開設するダイヤサービス（以下「事業所」という。）が行う（介護予防）訪問看護（以下「サービス」という。）を利用するにあたり、サービスの重要事項説明書に基づき、必要最小限の範囲内で、私に関する個人情報を使用することに同意します。

利用者氏名 印

代理人氏名 印

利用者との関係

私は、事業所が行うサービスを利用者が利用するにあたり、サービスの重要事項説明書に基づき必要最小限の範囲内で、利用者の家族等に関する個人情報を使用することを同意します。

家族等の代表者氏名 印

利用者との関係